

法令に基づき 1 日一回行なう水質検査

1 日 1 回行なう検査	評 価	給水栓検査計画
		(回／年)
色	異常でないこと	365
濁り	異常でないこと	365
異常な臭味	異常でないこと	365
残留塩素	0.1mg/l以上	365

令和 7 年度 水質管理目標設定項目検査表

項 目 名	目標値	利府町検査計画(回／年)			
		給水栓	原水	浄水施設 出口	井戸
残留塩素	1 mg/l以下	12	—	12	—
マンガン及びその化合物	0.01 mg/l以下	12	12	12	1
蒸発残留物	30mg/l以上～200mg/l以下	12	12	12	1
濁度	1 度以下	12	12	12	1
PH	7.5程度	12	12	12	1
農薬類	1以下	—	—	—	2

令和 7 年度 独自水質検査表

項 目 名	利府町検査計画 (回／年)	
	原水	浄水施設出口
クリプトスポリジウム	1	1
嫌気性芽胞菌	12	—
放射性セシウム	—	4
有機フッ素化合物(PFAS)	1	1

令和7年度 水質検査表

区 分		NO	項 目 名	基 準 値	法令に基づく検査回数		利府町検査計画(回／年)				
					検査頻度	過去3年間の検査結果から検査を省略できる	給水栓	原水	浄水施設出口	井戸	
健康に関する項目	微生物	1	一般細菌	100個 /ml以下	月1回	月1回(注4)	12	12	12	1	
		2	大腸菌	検出されないこと			12	12	12	1	
	重金属	3	カドミウム及びその化合物(注1)	0.003 mg/l以下	年4回	3年1回(注2)	4	4	4	1	
		4	水銀及びその化合物(注1)	0.0005 mg/l以下			4	4	4	1	
		5	セレン及びその化合物(注1)	0.01 mg/l以下			4	4	4	1	
		6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下			4	4	4	1	
		7	ヒ素及びその化合物(注1)	0.01 mg/l以下			4	12	4	1	
		8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下			4	4	4	1	
		9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下			年4回	4	4	4	1
	消毒副生成物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下		年4回(注4)	4	4	4	1	
	無機物質	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(注1)	10 mg/l以下		年1回(注3)	4	4	4	1	
		12	フッ素及びその化合物(注1)	0.8 mg/l以下			4	4	4	1	
		13	ホウ素及びその化合物(注1)	1.0 mg/l以下		3年1回(注2)	4	4	4	1	
	一般有機化学物質	14	四塩化炭素(注1)	0.002 mg/l以下		3年1回(注2)	4	4	4	1	
		15	1,4-ジオキサン(注1)	0.05 mg/l以下			年4回	4	4	4	1
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(注1)	0.04 mg/l以下				3年1回(注2)	4	4	4
		17	ジクロロメタン(注1)	0.02 mg/l以下			4		4	4	1
		18	テトラクロロエチレン(注1)	0.01 mg/l以下			4		4	4	1
		19	トリクロロエチレン(注1)	0.01 mg/l以下			4		4	4	1
		20	ベンゼン(注1)	0.01 mg/l以下			4		4	4	1
		消毒副生成物	21	塩素酸			0.6 mg/l以下		年4回(注4)	4	4
	22		クロロ酢酸	0.02 mg/l以下		4	4	4		1	
	23		クロロホルム	0.06 mg/l以下		4	4	4		1	
	24		ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下		4	4	4		1	
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下		4	4	4		1	
	26		臭素酸	0.01 mg/l以下		4	4	4		1	
	27		総トリハロメタン	0.1 mg/l以下		4	4	4		1	
	28		トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下		4	4	4		1	
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下		4	4	4		1	
	30		ブロモホルム	0.09 mg/l以下		4	4	4		1	
	31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下		4	4	4		1	
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	3年1回(注2)	4	4	4	1			
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下		年1回(注3)	4	12	4	1		
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			12	12	12	1		
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下		3年1回(注2)	4	4	4	1		
味覚	36	ナトリウム及びその化合物(注1)	200 mg/l以下	4		4	4	1			
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	12		12	12	1			
性状に関する項目	味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l以下	月1回	月1回(注4)	12	12	12	1	
		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)(注1)	300 mg/l以下	年4回	年1回(注3)	4	4	4	1	
		40	蒸発残留物(注1)	500 mg/l以下		年4回	4	4	4	1	
	発泡	41	陰イオン界面活性剤(注1)	0.2 mg/l以下		3年1回(注2)	4	4	4	1	
	臭い	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	発生時期に月1回	発生時期に月1回	4	4	4	1	
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下			4	4	4	1	
	発泡	44	非イオン界面活性剤(注1)	0.02 mg/l以下	年4回	年4回	4	4	4	1	
	臭い	45	フェノール類(注1)	0.005 mg/l以下		3年1回(注2)	4	4	4	1	
	味覚	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下		月1回	月1回(注4)	12	12	12	1
	基礎的性状	47	PH値	5.8以上8.6以下	12			12	12	1	
		48	味	異常でないこと	12			12	12	1	
		49	臭気	異常でないこと	12			12	12	1	
50		色度	5 度以下	12	12			12	1		
51		濁度	2 度以下	12	12			12	1		

*備考

注1は送・配水管で濃度が上昇しないことが確認されている場合は、浄水場出口で検査ができます。

注2はこれまでの検査結果から、基準値の1/10以下の場合はその回数まで検査頻度を省略できます。

注3はこれまでの検査結果から、基準値の2/10以下の場合で原水等の変動による汚染のおそれがない場合はその回数まで検査頻度を省略できます。

注4は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。